

令和3年度 歳末たすけあい運動配分事業

地域歳末ふれあい交流事業

助成希望団体 募集

丹波篠山市共同募金委員会では、新たな年を迎える時期に「誰もが安心して暮らせる地域づくり」のため、住民の皆さんによる支えあいや、たすけあいを目的とした活動に、歳末たすけあい運動の募金を財源として、助成を行います。

地域福祉の向上と活性化をめざし活動される皆さんの、お申し込みをお待ちしています。

なお、配分を受けた事業の実施時に、募金箱の設置や12月の街頭募金にご協力いただける場合には、助成金の申込みの際に職員へお伝えください。

多くの活動に助成を行うため、皆さんの募金活動へのご協力をお願いします。

1 対象団体

市内の自治会、まちづくり協議会、ふれあい・いきいきサロン、ボランティアグループ、子育てサークルなどで、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことを目的とする歳末たすけあい運動の趣旨に沿って、事業を行う組織化された団体を対象とします。

*NPO法人が行う介護保険制度や総合支援法に基づく事業については対象外です。

2 対象事業

(1) 高齢者、障がい者、子育て世代などを対象としたふれあい・いきいきサロン活動(居場所づくり活動)や世代間交流事業(クリスマス会、歳末事業、正月行事)など、地域の支え合い活動に取り組む事業

*交流事業は、子どもから高齢者までを対象としますが、特に、引きこもりがちな高齢者、障がい者、子育て中のお父さん・お母さんなど、何らかの支援や見守りの必要な方が、参加できるように企画してください。

(2) 一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等、要援護者世帯への声かけや見守りを行う友愛訪問活動

(3) 地域で取り組む災害時の要援護者支援や、避難・消火・炊き出し・救命・避難所運営訓練等の地域防災訓練

(4) 地域で行う福祉に関する学習会や住民座談会

事業を実施される際には、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、P6「新型コロナウイルス感染症に気をつけて 通いの場を開催するための留意点」を熟読いただき、感染症対策を十分に心がけてください。特に、一堂に会しての飲食はなるべく避け、食事を用意される場合には持ち帰りて対応するなど、配慮をしてください。

3 PRのお願い

助成を受ける事業に関しては、必ず「歳末たすけあい運動」の助成を受けていることを広報やチラシなどでPRし、地域住民の皆さんにお知らせください。

(例1) この事業(活動)は、令和3年度、歳末たすけあい運動の助成を受けて実施しています。

(例2) 令和3年度、歳末たすけあい運動配分事業 ○○自治会 ふれあいクリスマス会

4 実施期間

令和3年12月1日(水)～令和4年1月31日(月)

5 助成金額

過去に助成を受けた回数にかかわらず、1団体あたり20,000円を上限として一律の金額を助成します。

- ・ 1団体からの申請は、1事業とします。
- ・ 助成金額は、活動にかかる総経費の90%未満です。
- ・ 活動にかかる総経費の10%以上は、助成金以外の寄付金、会費、参加費など、自主財源を各団体で確保してください。
- ・ 応募の内容や件数、寄せられた募金額により助成金額を決定しますので、非該当や減額の場合もあります。ご了承ください。



6 配分対象に「なる経費」と「ならない経費」

配分対象になる経費	
諸謝金	講師、一時保育、手話通訳、要約筆記などの謝金 * 相手方で領収書が発行されない場合は、自団体で用意いただき、署名をもらってください。
消耗品費	コピー用紙、文具、弁当容器、消毒用品等
食材費	軽食にかかる材料費、市販の食品代 * <u>上記食材費への充当は、1人当たり500円以下としてください。</u> * 酒類(アルコール飲料)は対象外とします。
印刷製本費	チラシ、資料印刷、コピー代
通信運搬費	郵便代
水道光熱費	水道代、電気代、ガス代
賃借料	会場使用料、機器のレンタル代
損害保険料	ボランティア保険、行事保険
手数料	銀行振込手数料
その他	上記以外のもので、社協会長が特に必要と認めるもの

配分対象にならない経費
グループ、団体の会員が講師となる場合の謝金
グループ、団体が所有する備品の賃借料や会場使用料
事業(活動)に関する人件費
ボランティアやスタッフの打合せ会や反省会などのお弁当代、お茶代などの飲食代
イベントなどの景品や参加賞としての金券や商品券など
恒久的に使用する備品費
備品・機材の修理代や活動拠点の修繕費
その他、領収書がない用途が不明な経費

事業経費の支出についてお願い

この配分事業は、地域住民の皆さん、市内の商店、事業所などの皆さんにご協力いただきました「歳末たすけあい運動募金」を財源としています。

* 事業経費の支出には、できる限り市内の商店、事業所などをご利用し、事業を実施してください。

* 事業経費には、会費、参加費、寄付金、売上金などの自主財源も活用ください。

7 申請方法

申請時には次の書類を必ず提出してください。

- 助成金申請書(様式第1号)

- 助成金請求書（様式第2号）
- 振込先の通帳のコピー（金融機関名、支店名、口座番号、名義がわかる表紙裏面の見開き）
- グループ、団体などの会則のコピー、または活動を行っていることがわかる書類（自治会、まちづくり協議会の場合は不要）
- 新型コロナウイルス感染症対策計画書

★申請書類は、社協ホームページからダウンロードできます。

8 受付期間

令和3年9月21日（火）～令和3年10月29日（金）

9 助成決定

提出書類を確認のうえ、丹波篠山市募金推進委員会で助成団体を決定し、11月下旬に代表者へ通知します。

10 助成金振込

令和3年12月24日（金）に、指定口座に助成金を振り込みます。

11 実績報告

事業終了後に次の書類を必ず提出してください。

- 実績報告書（様式第4号） *決定通知と一緒に送付します
- 領収書のコピー
- 活動の様子がわかる写真
- 「歳末たすけあい運動」の助成を受けて実施していることをPRしている広報やPR紙
- 新型コロナウイルス感染症予防対策チェックシート *決定通知と一緒に送付します

*実績報告書の提出期限は、令和4年2月4日（金）です

*助成金が余った場合には、返金させていただきます

12 お申し込み・問い合わせ先

丹波篠山市共同募金委員会

〒669-2205 丹波篠山市網掛 301 番地

TEL 590-1112 / FAX 590-1123

（担当）植村 加奈恵

「地域歳末ふれあい交流事業」について Q&A

Q. 前年度も「地域歳末ふれあい交流事業」の助成を受けましたが、本年度も同じ事業で助成を受けることができますか？

A. 前年度助成を受けた団体も申請することができますが、助成対象となる事業や経費が見直されている場合がありますので、内容をよくご確認のうえ申請ください。

Q. 事業に必要な総経費が助成金額の上限に満たないのですが、その場合どうすればいいですか？

A. 上限額以下でも申請できますので、必要な経費を申請ください。事業経費の90%が助成額となります。

Q. サークルや団体の会員のみで行う交流活動は助成対象となりますか？

A. 助成対象外です。交流活動は、会員以外の方で、特に支援や見守りが必要な高齢者や障がい者、子育て世代など、地域で孤立しがちな方が実際に参加できる事業を企画してください。

Q. 事業を計画していますが、新型コロナウイルス感染症の影響で中止になるかもしれません。

A. 申請後、事業の中止が決定した時点で、事務局へご連絡ください。助成金の振り込み後に中止が決定した場合は、全額返金していただきます。

新型コロナウイルス感染症に気をつけて

通いの場を開催するための留意点

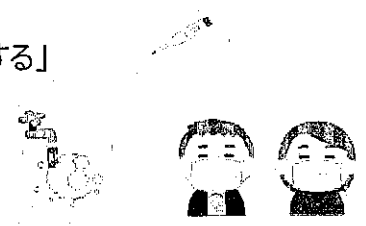
開催の可否や実施方法については、地域における新型コロナウイルス感染症の流行状況を確認し、市町村の保健師や感染症に詳しい専門職と相談しながら判断しましょう。



通いの場を開催するために、「3つの密（密閉、密集、密接）」を避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」が大切です

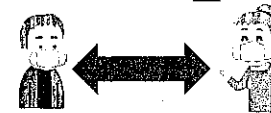
～感染拡大を防ぐためのポイント～

- ❖ 自分自身の健康管理にも十分配慮するようにしましょう
- ❖ 参加者の体温や体調の確認を行い、参加者名簿を作成し、記録するようにしましょう
注：発熱などが認められる場合には、参加を断りましょう
- ❖ 参加者には、「毎日体温を計測をする」「症状がなくてもマスクを着用する」「水と石けんで丁寧な手洗いをする」ように呼びかけましょう
- ❖ 市町村の担当者などと連携し、参加しなくなった方の把握や参加の呼びかけを行うことも大切です



開催中は、

- ❖ 複数の人が触れる手すり、ドアノブ、テーブル、椅子などは、適宜、塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム0.05%）やアルコールなどで消毒を行いましょう
- ❖ 公民館など室内で開催する場合は、1時間に2回以上の換気を行いましょう
- ❖ 参加者同士の間隔は、互いに手を伸ばしたら手が届く範囲以上空けるようにしましょう
- ❖ 会話をする際は、正面に立たないように、注意を促しましょう
- ❖ 文字（紙）や録音、マイクなどを活用するなど、大きな声を出す機会を少なくするように工夫しましょう



体操は
お互いの
距離をあけて

できるだけ2m（最低1m）

～体操など身体を動かす活動をする場合～

- ❖ マスクを着けて運動をする場合は、身体への負荷が著しく大きくなりやすいため、無理のないよう負荷を下げたり、休憩を取るなどの配慮をしましょう
注：公園など屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合は、マスクをはずしましょう
- ❖ 熱中症予防のため、こまめな水分補給や室温調整などを行うよう気をつけましょう



～飲食を伴う活動をする場合～

- ❖ 座席の配置は、横並びで座るなどの工夫を行い、距離をとるように調整しましょう
- ❖ 会食等では、料理は個別に配膳し、茶菓は個別包装されたものを用意しましょう
- ❖ 食器やコップ、箸などは、使い捨てにしたり、洗剤でしっかりと洗いましょう



自宅でもできる全国のご当地体操の動画やリーフレットの情報を掲載しています

厚労省 高齢者 体操

検索

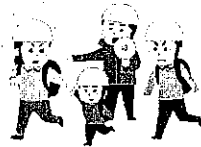
コロナ禍でのふれあい交流事業 例えば、こんな活動はいかがですか

①子どもたちによる、高齢者友愛訪問



一人暮らし高齢者や、高齢者世帯のご自宅に、地域の子どもたちが書いた手紙やプレゼントを持っていき、高齢者の見守りと子どもたちとの交流を図る。

②防災招集訓練



地域住民を対象に、災害発生を想定し、公民館まで避難する訓練を実施。公民館へ来られた方へ非常食等を配布し、持ち帰ってもらう。公民館まで来るのが難しい高齢者等へは、自宅を訪問し、見守りを兼ねて非常食等を配布する。

③オンラインクッキング教室



子育てサークル等のメンバーでオンライン会議ツールを利用し、講師を招いてお菓子やクリスマスメニューのクッキング教室を開催する。※クッキングだけでなく、クリスマスやお正月用の小物づくりにも応用可能。

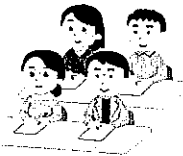
④屋外でもできるイベントの実施



年始にとんどを実施し、来られた人に温かい飲み物をふるまったり、焼き芋をお土産にするなど、とんどの火を囲んで住民同士の交流を図る。

このほかにも、鉢植え教室や門松・しめ縄づくりなど、屋外で密を避けられるイベントを実施し、住民同士の交流を図る。

⑤福祉や防災に関する住民学習会の実施



参加者の席と席の間隔を十分に取り、講師を招いて、またはDVDなどで認知症や介護に関する講座や、防災に関する講座を開催し、福祉や防災に対して理解を深める機会とする。講義形式にすることで、感染予防を図る。

感染症拡大防止に
ご協力ください

